

令和6年5月22日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高井康之
(公印省略)

令和6年度診療報酬改定における施設基準の届出について（再周知）

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年度診療報酬改定における施設基準の届出の取り扱いについては、令和6年3月27日および令和6年5月2日付けでお知らせいたしました。今回の改定に係る届出については、令和6年5月2日から令和6年6月3日（月）必着までに近畿厚生局に届出を行っていただくこととなりますので、改めてお知らせいたします。

※「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」のみを届出する場合は、令和6年6月21日までに届出を行っていただくこととなります。

施設基準の届出については、今回新たに施設基準が創設されたものに限らず、下記の項目（地域包括診療加算や外来感染対策向上加算等）等について、令和6年6月以降、引き続き算定する場合は、届出直しが必要となります。（別添の「施設基準の届出チェックリスト（令和6年度診療報酬改定）」をご参照ください。）

○「地域包括診療加算」の施設基準については、今回要件に追加された、（様式2の3「地域包括診療加算に係る届出書添付書類」）③介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能である旨、患者の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能である旨を院内掲示及びホームページ等に掲載している、⑧サービス担当者会議に参加した実績があること、地域ケア会議に出席した実績があること、保険医療機関において、介護支援専門員と対面あるいは ICT 等を用いた相談の機会を設けていること（いずれか一つを満たす）、⑨適切な意思決定支援に関する指針を定めていること、の要件を満たしたうえで、令和6年10月1日までに届出が必要となります。

様式2の3「地域包括診療加算に係る届出書添付書類」において、⑥-2の「認知症初期集中支援チーム」等、市区町村が実施する認知症施策に協力している実績があること」を選択する場合は、確認できる資料の写しの添付が必要です。

上記を選択しない場合は、添付書類は必要ありませんので、別添7と様式2の3「地域包括診療加算に係る届出書添付書類」のみを届出することとなります。（「直近2年20単位の所定研修の受講履歴」の添付は不要です。）

○「外来感染対策向上加算」については、令和6年3月31日において現に「外来感染対策向上加算」を算定している場合であっても、医療措置協定を締結後、今回要件に追加された「発熱患者等の受入を行う際の動線分離の方法等の内容を盛り込んだ手順書」（手順書の例として、各医療機関において行われている時間的、空間的な対応方法を箇条書きにま

とめる等）もあわせて添付の上、令和7年1月1日までに届出することになります。「発熱患者等対応加算」の届出は不要です。

ただし、令和6年3月2日から令和6年5月1日までに「外来感染対策向上加算」の届出を行った医療機関で、医療措置協定を締結後、令和6年6月1日から引き続き算定する場合は、令和6年5月2日から令和6年6月3日までに届出直しが必要となりますのでご留意ください。

○今回新設された「医療DX推進体制整備加算（8点）」は届出が必要です。

施設基準の要件とされた「電子処方箋の発行体制」や「電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制」については、未導入であっても経過措置期限までは算定できますが、経過措置終了後は、算定要件を満たさなくなります。

【施設基準】（抜粋）

①電子処方箋を発行する体制を有していること。

（経過措置令和7年3月31日まで）

②電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有していること。

（経過措置令和7年9月30日まで）

③マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、実績を一定程度有していること。（令和6年10月1日から適用）※現時点で実績は未定

○「医療情報取得加算」及び「生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）」については、届出不要です。

○「ベースアップ評価料」については、令和6年5月21日付けで本会よりお知らせした「令和6年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料の届出について」をご確認ください。

○今回の改定に関する疑義解釈（その1～その5）が発出されておりますので、あわせてご確認ください。

○施設基準の届出に関して、ご不明な点がございましたら、近畿厚生局 指導監査課 施設基準グループ（TEL 06 - 7663 - 7663）まで、お問い合わせくださいますようお願いいたします。

つきましては、本件につきご了解いただきますとともに、貴会会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

○診療所において届出直しが必要な施設基準

◇届出期限：令和6年10月1日

- ・地域包括診療加算
- ・有床診療所療養病床入院基本料

- ・ 地域包括診療料
- ・ 外来腫瘍化学療法診療料 1

◇届出期限：令和 7 年 1 月 1 日

- ・ 外来感染対策向上加算
- ・ 感染対策向上加算 1
- ・ 感染対策向上加算 2
- ・ 感染対策向上加算 3

○届出方法

- ・ 施設基準の届出は正本 1 通を郵送する。
- ・ 封筒の上部の余白に朱書きで「医科 施設基準届出書在中」と記載する。
- ・ 「届出書」の開設者の押印は不要。施設基準ごとに作成する。
- ・ 通知や届出様式で定められた添付資料を提出する。
- ・ 保険医療機関において、提出した「届出書」の写し（副本）を保管する。

○提出期間

令和 6 年 5 月 2 日（木）～令和 6 年 6 月 3 日（月）必着

（届出期限が令和 6 年 10 月 1 日、令和 7 年 1 月 1 日、令和 7 年 6 月 1 日、令和 8 年 6 月 1 日である施設基準を除く。）

※「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」のみを届出する場合は、令和 6 年 6 月 21 日まで
に届出を行っていただくことになります。

○提出先

近畿厚生局指導監査課

〒540-0011 大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル

TEL 06-7663-7663

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001